

府中市生涯学習審議会（平成28年度第5回）会議録

1 日 時 平成29年1月18日（水）午後3時～5時

2 場 所 旧保健センター分館1階 元気ホール

3 出席者（敬称略）

（1）委員12名

荒金恵一委員、大谷久知委員、奥野英城委員、木内直美委員、相良恵子委員、
関口美礼委員、武野純子委員、寺谷弘壬委員、中西裕子委員、長畑 誠委員、
新島 香委員、三宅 昭委員

※鈴木映子委員、鶴田知佳子委員、中西裕子委員、中村洋子委員は欠席。

（2）職員4名

宮崎生涯学習スポーツ課長補佐、山崎事務職員
矢ヶ崎政策課長、板橋政策課長補佐（兼）総合計画担当副主幹

4 開 会

5 報告事項

（1）配布資料の確認

- ① 平成28年度第4回会議録（案）
- ② 答申（案）
- ③ 府中のスポーツ
- ④ とうきょうの地域教育 NO.125

（2）前回会議録の確認

前回会議録について、一部修正し、市民に公開することが了承された。

6 審議事項

（1）諮問事項

前回からの修正点について、事務局から説明があった。

（会 長） 答申のタイトルを最後に検討したいと思う。まず、家庭教育分野
の答申案についてご意見があれば、ご発言いただきたい。

（委 員） 1章では、基本的に家庭教育の支援とは保護者を支援すること
であるということを伝えたいのだと思うが、細かい文言で引っかかる
点があった。真ん中あたりに「このような流れは府中市においても

同様に地域が共有する情報は極めて限定的になる」その文言の理解が非常に難しいのではないかと。まず、地域の範囲を定義したほうが良いと思うし、「学校ですら」と書かれているが、学校が本当に子供たちの家庭環境を把握されてないのかなというのが疑問で、そんなことはないのではないかと。思う。

(委員) 私も同じ場所で気になる点があり、「このような流れ」は府中市においても同様なのか顕著なのかあるいは否定出来ないのか日本の国の地域によっても色々条件が違うと思うが、まったく同様にイコールなのかそれとも顕著なのかあるいは流れが否定出来ないのか、そういうところが少し気になった。ここで言いたいのは地域の高齢化とか、あるいはその次にある、離れた場所で親子あるいは一人家族というのが増えている、それは府中市もまったく同様なのか、それとも顕著なのか、それともその傾向が否定できないのかという感じを持ったのですが。

(委員) 具体的なデータがあれば。

(委員) そのとおりで、数値の根拠を示す必要があると思う。市町村によっては三世帯型家族、二世帯型家族とか数値を出しているところもあるが、これが府中市でも同様なのかとなると、根拠に乏しい気がする。

(委員) 以前議論の中でこの部分の話が出たと思うが、確かにこれに似たような発言をされた方がいらっしゃったと記憶している。ただ、「同様で」という言葉は少し強すぎるという感じは確かにあるが、府中市においてもこういう傾向はあるということは議論の中でもあったはずである。したがって、同様という言葉がやや強すぎるのであればもう少し和らげるように「見受けられる」とか「散見される」とか表現を工夫すれば良いのではないかと。

(委員) 私が引っかかっているのはその部分ではなくて、次の言葉で、「地域が共有する情報」とは何のことを指しているのか分からなかった。

(委員) 「地域が共有する」というのは、例えば以前の議論の中で、お子さんの通学路でボランティアをしていた際に、話を聞いてみたら非常に困窮している様子だったという話があった。そこから、学校だけではなくてお互いに皆充分に子供の様子が分かっていないのではないかと。ということで、必ずしも学校という意味ではなかったと記憶している。

(委 員) 答申案を市の色々な機関に事実関係を確認して訂正したように、学校や教育委員会等に確認したのだろうか。もし確認したのなら、そこで数字が出るかもしれないし、ここでそのような議論をしても我々は全然分からない。

(委 員) 分からないことを書くべきでないというのが私の意見である。

(委 員) であれば、もう一度聞いて分かった時点でもう一度書き直すというのはいかがだろうか。

(委 員) ややこしいことを書かないほうがいいというのが私の意見で、「このような流れは府中市においても同様である」で文書を終わらせてしまうほうが良いと思う。

(委 員) 以前の議論の中では、学校も必ずしも個々の家庭の実情について十分な情報を持っていないという話があったように記憶している。それを踏まえてこういった表現になったと私は認識していた。繰り返しになるが「この流れは府中市においても同様で」という表現がやや強いトーンで受け取られる可能性があるため、若干の修正を検討したほうが良いと思う。

(会 長) この一文について、削除したほうが良いだろうか。

(委 員) 読んだ方が理解できない文章は書かないほうがいい。

(会 長) では、どこまで削除するかという話になるが、「このような流れは府中市においても認められ」と修正し、「地域が共有する情報は極めて限定的になり」を削除するということではいかがだろうか。

(委 員) 私は賛成。

(会 長) その後の「学校ですら」はどうしたら良いか。

(委 員) これもよく分からないから削除しても良いと思う。

(委 員) しかし、今、教育委員会は学校で把握している情報が少なく、どのような支援をしていいのかわからないから諮問したのだと思うので、その言葉まで削ってよいだろうか。

(委 員) 教育委員会が要求している中身というのをもう少し具体的な言葉で表現してほしいというのがある。教育委員会の意図が具体的に分かる諮問であると、答申の検討もスムーズになる。今回の諮問は、明確な目的が見えにくいため、議論も難しいものになっている。答申の中にも、具体的な表現がないと何を言っているか分からないものになってしまう。

(会 長) 私もちよっと理解しがたいが、「府中市においても認められ」と

いう表現に収めてはどうだろうか。

(委 員) 「同様である」という表現でも違和感はないが。

(委 員) 様々な状況を勘案してこういう表現になったのだと思うが、「学校ですら」というのは、適切かどうか考える必要がある。市では統計調査等で家庭状況について把握している部分もあるだろうが、プライバシーにかかわることでもあるので、市も学校も全てを把握することは難しいだろう。

(委 員) 家庭訪問ではプライバシーの中身でも話している内容が結構多いように聞が、現状はどのように行われているのだろうか。

(委 員) 家庭訪問はほぼない。その代わり、中学校では保護者と生徒と先生の三者面談を実施したり、小学校は子供なしで保護者と先生の面談を春と秋の2回行う学校もあれば、年に1回のみの学校もあり、回数の違いはあるが、家庭の玄関先に来るということはやっていない。どこにお家があるかの確認は先生がされているが、家の中まで入って話をするということはない。

(委 員) 中段の「三世代同居や隣住民同士の結びつき」という例示のわりに、先ほどから問題になっている「教育的支援を必要とする家庭」という言葉がでてきて、例示と表現に差があると感じる。

(委 員) 本文中の「大人の目が少なくなりつつある」という所がポイントで、これに対して子どもが適切な家庭教育を受けるためには保護者が重要だという意味であって、「このような～」からの3行は削除しても良いものと思う。要するに、以前に比べて大人が子どもの面倒を見られない環境になっているので、家庭教育が重要になってきたという流れであるので、この3行が無いほうがより分かりやすいのではないか。「府中市においても同様」や「情報把握ができかねている実情がある」と記述してしまうと、その根拠を示さなければならないと思うが、今回はそういった調査をしていないし、私は、学校はプライバシーに配慮しながらも家庭環境を把握することに努められていると思う。

(会 長) では、時間もないのでこの部分については保留とし、次の段落に移りたい。

(委 員) 「(2) 府中市の家庭教育支援の現状」の部分で、「しかし、専門講師は市外の～活用できているとはいい難い。」という文章を記述した意味が分からない。専門講師は市外の方でもいいはずで、なぜ

市内にこだわるのか。

(委 員) すべての講師を市外の方に依頼している現状は、地域の教育力の活用が不十分であると指摘しているのではないか。府中市にも専門知識のある方がいらっしゃるということを言いたいのではないかと
思う。そういう意味では、この文章はこのままで良いと思う。

(会 長) 他に意見が無ければ、次の章に進みたい。事務局は読み上げをお願いします。

(事務局) 「2 地域の教育力の強化」を読み上げ。

(会 長) ご意見のある方はご発言いただきたい。

(委 員) ポイントの2つ目に、「地域の資源の活用こそ『学び返し』である」と書かれているが、これはどういった意味なのか。地域の資源の定義は、ポイントの1つ目に施設や自然も含めて資源であると記載されている。こういう定義で良いと思う。しかし、「学び返し」は人と人の間で行われる学びの交流であると認識しているが、答申のポイントにある定義だと施設や自然の活用も「学び返し」の対象となってしまうため、表現として良くないと思う。

(委 員) 博物館などの施設も地元の人が作って運営すべきものであるし、地元の人々の知識を還元するという意味では学び返しである。府中市では学び返しをずいぶん前から提唱し、広く意味を捉えてきた経緯がある。

(委 員) 「(1) 地域の教育力とは」の3段落目に、「地域の教育力を活用することは『学び返し』の実践に他ならず～」とあるので、この言葉を活かして、「地域の教育力を活用することこそ、学び返しである」というふうにポイントの文言を変更してはどうか。

また、答申の中で使われている「地域」の範囲は府中市全体を指しているのか、それよりも小さいコミュニティを指しているのか、どこかで触れておいたほうが良いのではないかと
思う。

(委 員) 生涯学習サポーターについて脚注がついているが、現状では、生涯学習サポーターが学習相談を受け付けている例はないと認識している。

(委 員) サポーターは実際に、知識経験を伝えるなど実践的に活動し、ファシリテーターはその構造を構築するものであると認識している。

(事務局) 補足すると、サポーターは実施に講師として活躍していただくもので、ファシリテーターは講座の企画などを行って人と人を結びつ

ける役割を担っていただいている。市の制度の話であるので、事務局のほうで脚注を確認させていただく。

(委 員) 2章の全体にわたって、「見受けられる」「印象が強い」などあいまいな表現が多いので、断定的な表現に変えられる部分は変えたほうが良い。例えば、(1)の3段落目「しかし」で始まる文章は、「活用できている例が十分でない」に変更したり、(3)②の3行目も「市民が主体となった活動団体がある」と変更して1文目と統合したほうが、流れが良いと思う。

(委 員) あまりに断定的な表現ばかりでもいけないので、多少控え目に表現することが必要な場合もある。

(会 長) それでは、3章に移りたい。

(事務局) 「3 地域の教育力を活用した家庭教育支援のあり方」を読み上げ。

(会 長) この答申は、事前に市役所内で事実関係の確認を行っており、3章の終わりの部分は多少修正が入っている。この点も含めてご意見いただきたい。

(委 員) この諮問に関する大きな課題として、市役所内部の連携不足というものがあつたと思うが、その部分が答申に反映されていないように感じる。ぜひ、そういった連携の必要性を強調してもらいたい。

(事務局) 市で実施している施策の情報がばらばらに発信されているというご指摘だったと思うが、実は既に子育て支援課等で実施している内容でもあるので、それを強化するということで、答申案の3-(1)に記載している。

(委 員) 3-(2)の結論部分で、コーディネーターの必要性を提唱することは必要だと思うが、学校には地域コーディネーターが存在するため、そこでの役割分担の問題があると思うし、生涯学習ファシリテーターがすべてを網羅することは難しいと思うので、最後の文章を「生涯学習ファシリテーターもコーディネーター役を担うことが望ましい」に変更したほうが良いと思う。

(委 員) 3-(4)の子どもの情報共有という表現に違和感がある。何のために、どの範囲で共有するのかという内容を示さずに提言して良いものだろうか。

(委 員) 親子手帳という考え方が提案されているが、各家庭で成長を記録していくことで本人にとってメリットがあることは理解できるが、

それを共有するということがイメージしにくい。この答申案の中では親子手帳の内容を教育委員会が把握していくということを想定しているのだろうか。一般的に考えられる子どもの情報共有の手段としては、親子であつまれる場を提供して、そこでの会話を通して情報共有するという手段がある。親子手帳という考え方を提唱するのであれば、情報共有よりも記録がメインとなり、必要に応じて共有するというイメージで考えてみてはどうか。

(委 員) 親子手帳という考え方は素晴らしいと思う。しかし、書いた内容を家族以外の第3者と共有するとなると、正確な事実を書くことをためらう人もいると思うし、他者に知られたくない内容もあるはず。ひいては情報漏えいにもつながるため、共有する情報は限定し、その旨を本文に明記したほうが良いのではないか。

(委 員) 小委員会では、母子手帳ではお父さんが除かれているような感覚があり、少しさみしいので、親子手帳というアイディアがでた。お母さんにも、お父さんにも愛されて育ってきたということを手帳を通じて知って欲しいという意図があった。

(委 員) では、「子育ての記録とその活用」という表現を入れてはどうか。

(会 長) 他にご意見が無ければ、時間もないので社会教育関係団体の答申案に移りたい。

(事務局) こちらの答申案については、市役所内部の照会でも変更はなかったもので、資料でお示ししている修正点は全て委員の皆様からいただいたご指摘を反映したものになっている。

(委 員) 3章で「本答申においても詳細な定義は定めず」とあるが、社会教育関係団体の定義は社会教育法で定められているため、「府中市独自の定義は定めない」ということが明確にわかるように表現したほうが良いと思う。

(委 員) 2―(2)で「社会教育法が求める要件に比べて厳しい」と書いてあるが、府中市の場合は趣味やレクリエーションも社会教育関係団体として登録していることから、逆にゆるやかな基準だと思う。

(委 員) この部分は、人数要件や市内要件等のことを意図している。社会教育法では求めている要件をプラスしていることが、「厳しい」ということではないか。

(会 長) その辺りについて、読んだ方が誤解しないよう表現を工夫する必要がある。では、ここで一旦休憩とし、市の政策課から説明がある

ということなので、残りの時間はそちらの審議時間としたい。

(2) 使用料に係る負担割合(案)及び使用料に係る減免の考え方(案)

政策課より、使用料に係る負担割合(案)及び使用料に係る減免の考え方(案)について説明があった。

(会 長) それでは、意見があればご発言いただきたい。

(委 員) 文化センターは公民館に位置づけられるのか。

(政策課) 文化センターは複合施設となっており、公民館・児童館・高齢者福祉館及び図書館の機能を有しており、そのうち公民館の機能が見直しの対象となっている。

(委 員) 使用料の減額割合は施設毎に判断するとなっているが、判断する主体はどこになるのか。

(政策課) 各施設の使用状況について詳しく把握しているのは施設を所管している部署であることから、減額割合を検討する主体は基本的には施設所管部署となる。ただし、全市的な調整には政策総務部も加わり、最終的な市の方針としたい。

(委 員) 今後、社会教育関係団体でも使用料の減額はあっても、免除は一切なくなるということで良いか。

(政策課) 今回の見直しの考え方の根底には、受益者負担というものがある。施設をご利用いただいている皆様に一部負担していただきたいというのが基本的な考え方である。そのため、免除される場合というのが、かなり限定的かつ例外的な扱いになる。

(委 員) 全額免除は全くなくなるのか。

(政策課) 資料2「使用料に係る減免の考え方(案)」2の(1)の共通事項に記載しているとおり、教育目的などで使用する場合は免除する方針である。また、各施設とも協議する必要があるが、(2)の個別事項のアに記載している、障害者が駐車施設を使用する場合なども免除の対象としている。ただし、免除は限定的にとらえている。

(委 員) 負担割合の資料の中で、駐車施設は負担割合100パーセントとなっているが、基本的な考え方は理解できるが、公共施設に付随する駐車施設には、数十台駐車できる場所もあれば、地域の庭球場等は2台程度しか止められないような場所もある。スペースのある駐車施設については機械もしくは有人で管理するのだと推測するが、数台しか駐車出来ないような場所についても同様な管理をしていく

と膨大な経費が掛かると思う。そういったコスト面について十分に配慮したうえで、有料化施設を見極め、有料化を実施してもらいたい。

(政策課) 駐車施設は負担割合100パーセントとする方針であるが、これは有料化する場合に適用するものであって、今回の負担割合の設定及び減免の考え方の策定の次のステップとして実際に有料化できる・できないを含め、対応を各施設で検討する予定となっている。したがって、実際に有料化する際には各施設の状況に配慮した形で進めていきたいと考えている。

今後、この考え方が成案となって行った場合、これを基に各主部署で条例改正等の手続きを進めていく形となる。ただ、委員からご意見をいただいたことを受け、現在の表記では主管部署は駐車施設を必ず有料化しなければいけないと捉えられてしまう恐れがあると感じた。有料化しない場合もある旨の例外規定をどこまで盛り込めるかというのは検討させていただきたい。最終的には市議会に報告するため確約はできないが、費用対効果の面も勘案する中で判断していけるような文言調整をしたいと考える。

(委員) 委員は控えめに仰ったが、市内の施設で、数台しか車が置けないような駐車場は多いのだろうか。

(委員) 体育施設では、大きな大会の来場者にも対応できるくらいの場所もあれば、利用者は結構いるのに駐車場は2、3台という所もある。その全てで有料化の対応をするのは難しいと思う。

(委員) 社会教育関係団体について、答申でも無料枠はなくてよいのではないかという方向で議論していたので、整合性のある話だと思う。だが、公民館、女性センター、教育センターはこれまで負担割合0パーセントであったため無料で利用できていたが、負担割合25パーセントあるいは社会教育関係団体は減額対象であるから、おそらく25パーセント以下となるのだろうが、どちらにせよ今まで無料だったものが有料になることは市民にとって大きな変化だと思う。私が気になるのは、実際の金額がおおよそいくら位になるのかという点と、女性センターや教育センターが「民間では提供されにくい、必要不可欠な施設」というカテゴリーに入っているが、民間で提供されている事実があるのかという点である。

(政策課) 先に、女性センターや教育センターの機能が民間で提供されてい

ないのではないかというご指摘について回答させていただく。施設の設置目的からすれば行政が設置すべきものであるが、施設の機能面に着目した場合、貸会議室として関連団体に利用していただいている。そうした機能に着目した場合、自治会が所有する公会堂等も一般団体に貸出しされていることなども考慮し、受益者負担をはじめ、行政施設の柔軟な運用及び管理運営のために施設を開放していくべきという考え方等を総合的に勘案したものである。ただ、女性センターや教育センターをこのカテゴリーに含めた一番の理由は施設の機能面に着目したことによる。

金額について平均的な額を申しあげると、現状、公民館としての使用料は無料となっているが、目的外の利用についての料金は公民館条例で定められている。例えば和室10・12畳の部屋は午前中の利用料が市内団体400円、市外団体はその倍額と設定されている。この料金は負担割合50パーセントで算出された金額であり、仮に25パーセントの負担割合とすると市内団体の使用料は200円ということになる。

あわせて、使用料に係る減免の考え方を定めるにあたって、生涯学習審議会では教育長から社会教区関係団体への支援のあり方という諮問を受けご審議いただいていることを踏まえ、適宜事務局とも連絡をとり、審議の進捗等を確認させていただきながら、今回の案をお示しさせていただいた。

(委員) 利用者負担25パーセントのカテゴリーに自転車駐車場とあるが、例えば利用者負担0パーセントの図書館を利用する際に自転車で来館した場合は駐輪場の代金を支払わなければいけないのか。

(政策課) 少し分かりにくい表記になっているが、委員の仰ったような母体となる公の施設に付随する施設スペースは自転車駐車施設と呼んでおり、利用者負担25パーセントのカテゴリーに含まれる自転車駐車場は、府中市立自転車駐車場条例に定められている、駐車することを目的としたものが該当する。例えば、駅前にあるような有料の駐輪場をイメージしていただければ良いかと思う。したがって、委員の仰った図書館を利用する際の自転車を止める場所は自転車駐車施設に該当するもので、利用者負担が生じるものではない。

(委員) 最近では、市民活動センター「プラッツ」の利用料金表が発表されたが、今後有料化の動きが進んだ場合、公民館等の料金はいつご

ろ示されるのか。

(政策課) 本日お配りした資料の赤字標記の施設については、負担割合が変更になることに伴い、必ず料金の変更が発生する。それ以外の施設については、基準使用料と現在の使用料との間で、大幅に乖離が生じない限り、当面の間料金の変更はない。今後の流れについては、2月に本案を市議会に報告し了承された後に、市の成案として施設所管部署のほうで9月以降、条例等の改正手続きを行う予定である。ただし、施設によっては1年前から予約を受け付けているところもあるので、そういった期間や市民への周知期間等も含め、実際に料金変更の可能性が高い日程は平成30年4月頃と見込んでいる。

(委員) 使用料に係る減免の考え方の案というのは、すべての施設に適用されるものと認識しているが、赤文字で書かれている施設とそうでない施設がある。これは単純に黒文字分の施設は見直しの時期が遅れるという認識で良いか。

(政策課) 基本的には、全ての施設の使用料を同じタイミングで見直していく。手順として、まず、利用者負担の割合を見直すか見直さないかという点をこの案で整理させていただいた。その結果、赤文字で表記している施設については、負担割合を見直す方針となった。その次の段階として使用料の金額の見直しという話に移っていき、この段階では、黒文字表記の施設も含めたすべての施設で金額の見直しを行い、同時に条例改正等の手続きを進めたいと考えている。ただし、黒文字標記の施設については、金額の見直しの段階で改定の必要がないと判断され、金額変更がない場合がある。

(会長) 他に質問が無ければ、本日は以上とさせていただく。次回が集中して審議できる最後の回になるので、是非ご意見いただきたい。

7 その他

次回審議会の日程

▽平成28年度第6回審議会

日程：平成29年2月16日（木）午後3時～5時

会場：旧保健センター分館1階 元気ホール

以上